

保健所・市町村・職場・手術前検査・妊婦健診の肝炎ウイルス検査で陽性となった方へ

## 初回精密検査費用助成のご案内

茨城県では、肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方が、医療機関で肝炎ウイルスの精密検査を受けた際の医療費を助成しています。

肝炎ウイルス検査で陽性と判定された日から1年以内（一部例外あり）に精密検査を受けた場合に申請してください。

妊婦健診で陽性となった方については、令和4年8月1日から請求受付を開始します。

### ① 助成対象となる方

以下の全ての要件に該当する方が対象となります。助成回数は1回です。

- 助成の請求時に茨城県内に住民票のある方
  - 医療保険各法（後期高齢者を含む）の規定による被保険者又は被扶養者
  - 保健所、市町村、職域（職場）、手術前検査<sup>※1</sup>、妊婦健診<sup>※2</sup>の肝炎ウイルス検査で陽性と判定され、医療機関で初回の精密検査を受けた方（請求には期限があります。裏面をご覧ください。）
  - フォローアップ（県や市町村が定期的に状況確認の連絡を行うこと）に同意した方
- ※1 肝炎ウイルス検査後に手術料（保険診療に限る）が算定されていることが必要です。
- ※2 母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査を指します。

### ② 助成対象費用

以下のうち、茨城県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限り、**文書料、選定療養費等は助成対象外です。また、CT及びMRI検査及びその関連費用は対象外です。**

- 初診料（再診料）
- ウイルス疾患指導料
- 下記の検査に関連する費用（保険適用外の検査は助成対象となりません。）  
対象となる検査：血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

- ※ 肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査が対象です。
- ※ 一連の検査は同日に受けることを原則としますが、予約の都合等により検査が複数の日にわたった場合、同一の医療機関で1か月程度の間隔で受けたものについては助成対象とします。

### ③ 申請に必要な書類

以下の書類を揃えて、管轄の保健所へ提出して下さい。郵送による提出も可能です。

- 検査費用請求書（様式13-1）
- 加入被保険者証のコピー
- 医療機関の領収書及び診療明細書（初回精密検査に係るもの）
- 肝炎ウイルス検査後に受けた**手術料**の診療明細書（手術前検査で陽性となった方のみ）
- 母子健康手帳の検査日と検査結果が確認できるページのコピー（妊婦健診で陽性となった方のみ）
- 肝炎ウイルス検査の結果通知書又はそのコピー  
※職域（職場）の検査で陽性となった方は、事業所名又は医療保険者名が記載されている場合は、その部分のコピーも提出してください。  
※妊婦健診で陽性となった方は、母子健康手帳で検査日と検査結果を確認できない場合のみ提出してください。
- 市町村又は県のフォローアップ事業参加同意書
- 職域検査受検証明書（様式13-2）（職域（職場）の肝炎ウイルス検査で陽性となった方が、保有している場合のみ）
- 振込先金融機関の口座がわかる書類（預金通帳のコピー等）

詳細は、裏面に記載の保健所又は県ホームページでご確認ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/kensahiyouzyosei.html>（「茨城県 肝炎」で検索）

## ④ 申請の流れ

(※)申請から振込までには、3か月程度かかることがあります。書類の記載漏れや不足があった場合、更に期間がかかることがあります。

### ① 肝炎ウイルス検査

保健所、市町村、職域(職場)、手術前検査、妊婦健診の肝炎ウイルス検査の結果が「陽性」となる。

### ② 初回精密検査を受診

医療機関を受診し、精密検査を受ける。

・領収書や診療明細書は請求に必要ですので必ず保管しておいてください。

### ③ 期限までに申請

申請書類一式を管轄の保健所へ郵送又は持参

・請求書の様式は、保健所又は県ホームページで入手可能です。

## ⑤ 請求期限

### ●保健所、市町村、職域(職場)の検査で陽性となった方

肝炎ウイルス検査結果通知書の発行日から1年

### ●手術前検査で陽性となった方

肝炎ウイルス検査結果通知書の発行日(起算日)から原則1年以内

・手術後の長期入院等により、陽性と判定されてから1年以内に精密検査の受診及び請求が困難な場合など、手術後の事情に鑑み特段の事情のある場合は、起算日から2年まで請求可能です。

### ●妊婦健診で陽性となった方

母子健康手帳に記載された検査日から原則1年

・出産後の事情に鑑み特段の事情がある場合は、4年まで請求可能です。なお、母子健康手帳で検査日が確認できない場合は、医療機関が発行した肝炎ウイルス検査結果通知書の発行日から起算します。

### ●「定期検査費用」の助成について

県では、精密検査の受診後、肝炎ウイルスによる慢性肝炎、肝硬変又は肝がんと診断され、定期的な検査が必要となった方(治療後の経過観察の方を含む。)のうち、一定の所得要件に該当する方(※)で、肝炎治療費助成事業の給付を受けていない方に対し、「定期検査費用」の助成を行っています。詳細は、保健所へお問い合わせください。

(※)住民税非課税世帯又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方

## ●お問い合わせ・申請窓口

お住まいの地域	申請窓口	所在地	電話番号	お住まいの地域	申請窓口	所在地	電話番号
水戸市(※)	水戸市保健所	水戸市笠原町993-13	029-350-7650	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、河内町、利根町、美浦村、阿見町	龍ヶ崎保健所	龍ヶ崎市2983-1	0297-62-2161
笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町	中央保健所	水戸市笠原町993-2	029-241-0100				
ひたちなか市、東海村、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、大子町	ひたちなか保健所 常陸大宮支所	ひたちなか市新光町95 常陸大宮市姥賀町2978-1	029-265-5515 0295-52-1157				
日立市、高萩市、北茨城市	日立保健所	日立市助川町2-6-15	0294-22-4188	土浦市、石岡市、かすみがうら市	土浦保健所	土浦市下高津2-7-46	029-821-5342
鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市	潮来保健所	潮来市大洲1446-1	0299-66-2114	つくば市、つくばみらい市、常総市	つくば保健所	つくば市松代4-27	029-851-9287
	銚田支所	銚田市銚田1367-3	0291-33-2158				
				結城市、筑西市、桜川市、下妻市、八千代町	筑西保健所	筑西市二本成615 (筑西合同庁舎1階)	0296-24-3911
				古河市、五霞町、境町、坂東市	古河保健所	古河市北町6-22	0280-32-3021

(※)水戸市にお住まいの方は、令和2年4月1日から「水戸市保健所」が申請窓口となりました。

